

10月の行政相談週間行事のご案内

相談内容

総務省の「行政相談週間」とはどのようなもので、これに関係する行事が山口県内でも開かれるのでしょうか。

山口行政監視行政相談センターから

総務省の「行政相談」は、国の行政などへの苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かすものです。総務省では、行政相談を広く国民の皆さまに知ってもらい、利用していただくため、毎年10月に「行政相談週間」を設けて、広報や行事に力を入れて取り組んでいます。

今年の行政相談週間は、10月16～22日で、県内でも行政相談パネル展や一日合同相談所などを開催します。

行政相談パネル展では、ショッピングセンターや公共施設で、行政相談の仕組みや解決事例を紹介するパネルを展示するとともに、来場者から悩み事や相談をお聴きします。

一日合同相談所では、国の行政機関、県、市のほか、弁護士、税理士、司法書士、行政書士などが一堂に集まり、さまざまな相談に応じます。相談は無料で、秘密は厳守します。相談内容は、相続、離婚、土地の境界、年金、賃金、税金など生活に関わる内容全般です。例えば、相続に関する相談内容は、遺言、遺産分割協議、相続税、不動産登記など多岐にわたる場合がありますが、それぞれの機関に足を運ばなくても、1カ所（ワンストップ）で相談することができます。

一日合同相談所は、10月17日に徳山保健センター、10月24日に岩国市民文化会館、10月26日に美祢市民会館の3カ所で開設します。開設時間は、いずれも午前10時～午後3時です。この機会にぜひご利用ください。

なお、弁護士、税理士、司法書士、行政書士への相談は、事前予約制ですので、ご注意ください。予約方法の詳細は、開設市の広報紙や10月4日の新聞折り込みなどをご覧ください。山口行政監視行政相談センター（電話083・922・1591）へお問い合わせください。

（令和5年9月27日 山口新聞に掲載）